

日本国憲法（金曜日 5限）

担当：片桐

<解答上の注意>

- 採点基準は講義中にお伝えしたとおり。
- 論述問題は、問題の中から一つを選択し、解答すること。
- 論述問題は、文章で解答すること。適宜段落分けをすること。箇条書き、図表は採点しない。
- 解答に関係のない事柄を答案に記載しないこと（他事記載の禁止）。他事記載がなされた答案は、いかなる理由があっても0点とする。

1. <記号選択問題> 以下の空欄に適當な語句を選択しなさい。回答欄には、「(1) ア」のように書くこと。なお、同じ記号を複数回用いることもありうる。

七

憲法が国の（1）とされていることから、憲法以外のあらゆる法規範および國の一切の行為は、（1）たる憲法に適合するものでなければならない。これは、憲法（2）条の定めるところであるが、しかし、現実には、憲法に矛盾無く法律などが制定されるとは限らないので、それらが憲法に適合するかを判断する仕組みが必要となる。これらの仕組みを（3）の制度とか、（4）ということができるが、多くの国では、このような権能を（5）に与えている。日本でも、憲法（6）条によって、（5）に与えられている。^シ

ところで、（4）は、一般に（8）な（9）を前提として、（10）が審査を行う（11）と、特別な（12）を設置して、憲法に関わる判断をこれに独占させ、（8）な（9）を離れた（13）な問題も判断する（12）制度とに分かれる。前者の代表は（14）であり、後者の代表は（15）である。わが国はこのうちの（16）に属すると考えられている。これは、日本国憲法上、裁判所に与えられている（4）を行使する前提として、問題となっている（17）が（18）と（19）を満たさなければならぬことを意味する。このような制度設計の前提には、裁判所が過度に政治的な問題に介入することへの警戒があると言えるが、その現れとして、たとえば、（20）で問題となった（21）のように裁判所が、（22）に関する権限行使を控える場合が指摘できる。

他方、（3）の制度は、このような裁判所による（23）な憲法適合性判断のみを意味するわけではない。たとえば（24）などは、法律制定過程において、事前の憲法適合性の判断をする仕組みを置いている。わが国でも、これと同様の機能を持つものとして（25）による審査事務が挙げられる。^シ

ア 統治行為 イ イタリア ウ 弹劾裁判所 エ 内閣情報局 オ 憲法保障
 カ 81 キ 外務省機密漏洩事件 ク 違憲審査 ケ 98 コ 議会 サ 裁判所
 シ 憲法裁判所 ス 具体的 セ 紛争事件 ソ 司法審査制 タ フランス チ 事
 件性の要件 ツ 内閣法制局 テ 抽象的 ト 事前の ナ 猿払事件 ニ アメリカ
 ハ 苛米地事件 ヌ 高度に政治的な判断 ネ ドイツ ノ 紛争 ハ 根本規範 ⑤ 最
 高法規 フ 13 ヘ 内閣 マ、終局性の要件 ミ 事後的。

2. <論述問題>以下の①～③の問題のうち、一つを選択して解答しなさい。

- ① 1947年8月2日に当時の文部省は、同年5月3日に公布された日本国憲法の解説のために新制中学校1年生用社会科の教科書として「あたらしい憲法のはなし」を配布している。以下の一節は、そこから引用したものである。

「みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらんなさい。いったい、『いちばんえらい』というのは、どういうことでしょう、勉強のよくできることでどうか。それとも力の強いことでしょうか。いろいろきめかたがあつてもむずかしいことです。

国では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょう。もし国の仕事が、ひとりの考へでできるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおとせいの考へができるなら、そのおとせいが、いちばんえらいことになります。もし国民ぜんたいの考へができるなら、国民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、国民ぜんたいの考へで国を治めてゆきます。そうすると、国民ぜんたいがいちばん、えらいといわなければなりません。

国を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が国民ぜんたいにあれば、これを「主権は国民にある」といいます。こんどの憲法は、いま申したように、民主主義を根本の考え方としていますから、主権はどうぜん日本国民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第一条にも「主権が国民に存する」と、はつきりかいてあるのです。主権が国民にあることを「主権在民」といいます。あたらしい憲法は、主権在民という考えでできていますから、主権在民主義の憲法であるということになるのです。」

ここには、日本国憲法の三大原理であるとされる国民主権が、「主権在民」という言い方で説明されている。この文章を参考にしつつ、国民主権とはどのような内容をいうのか、また、日本国憲法では、国民主権に関連してどのような制度が定められているかを説明しなさい。

- ② 次の文章は、いわゆる尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭48・4・4刑集27巻3号265頁）の一節である。

「憲法 14 条 1 項は、国民に対し法の下の平等を保障した規定であつて、同項後段列挙の事項は例示的なものであること、およびこの平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきことは、当裁判所大法廷判決（中略）の示すとおりである。」そして、刑法 200 条は、自己または配偶者の直系尊属を殺した者は死刑または無期懲役に処する旨を規定しており、被害者と加害者との間における特別な身分関係の存在に基づき、同法 199 条の定める普通殺人の所為と同じ類型の行為に対してその刑を加重した、いわゆる加重的身分犯の規定であつて（中略）、このように刑法 199 条のほかに同法 200 条をおくことは、憲法 14 条 1 項の意味における差別的取扱いにあたるというべきである。そこで、刑法 200 条が憲法の右条項に違反するかどうかが問題となるのであるが、それは右のような差別的取扱いが合理的な

根拠に基づくものであるかどうかによって決せられるわけである。」

本件では、平成7年改正前の刑法200条で「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定められていたことが問題となった。次の各小間に解答しなさい。

- (1) 本件で、旧刑法200条が問題とされたのは、いかなる理由によるか。
 - (2) 判決は、憲法14条1項にいう法の下の平等をどのようなものであると理解しているか。
 - (3) 判決は、これに続く部分で、合理的な根拠の有無について、どのような論理でどのような判断を下したか。
- ③ 日本国憲法は、20条で信教の自由と政教分離原則を定めている。この点について、以下の各小間に答えなさい。

- (1) 政教分離原則とはどのような原則をいうか。キーワードを全て用いて説明しなさい。また、用いたことが分かるように、答案に下線を引くこと。
国教制 公認宗教制 厳格な分離 目的効果基準
- (2) あなたは小学校の教員であるとする。あなたが担任する学級には、外国籍の女子児童が在籍している。あるとき、女子児童の保護者から、宗教上の理由から、毎日11時35分に礼拝することを許して欲しいとの申し出があった。あなたは、その申し出にどのように対処すべきか。

以上